

1 相談件数及び相談者の年代

相談者の年代	相談件数	生活福祉課生活福祉係	生活福祉課保護係	障がい者基幹相談支援センター	五日市はつらつセンター	中部高齢者はつらつセンター	東部高齢者はつらつセンター	母子父子女性相談担当	社会福祉協議会相談支援係	住宅政策課
20歳未満（未成年）	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0
20～64歳（現役世代）	610	33	50	438	0	2	0	35	2	50
65～74歳（前期高齢者）	79	4	9	30	0	0	1	3	2	30
75歳以上（後期高齢者）	80	1	5	15	2	1	2	0	0	54
計	771	38	65	483	2	3	3	39	4	134

2 入居希望人数

入居希望人数	相談件数	生活福祉課生活福祉係	生活福祉課保護係	障がい者基幹相談支援センター	五日市はつらつセンター	中部高齢者はつらつセンター	東部高齢者はつらつセンター	母子父子女性相談担当	社会福祉協議会相談支援係	住宅政策課
単身	543	20	52	373	2	2	3	10	2	79
2人	176	12	4	110	0	1	0	15	1	33
3人以上	54	8	9	0	0	0	0	15	0	22
計	773	40	65	483	2	3	3	40	3	134

3 入居希望者の属性（複数可）

入居希望者の属性	相談件数	生活福祉課生活福祉係	生活福祉課保護係	障がい者基幹相談支援センター	五日市はつらつセンター	中部高齢者はつらつセンター	東部高齢者はつらつセンター	母子父子女性相談担当	社会福祉協議会相談支援係	住宅政策課
高齢者（65歳以上）世帯	108	5	13	0	2	3	2	3	1	79
障がい者世帯	355	0	18	307	1	1	0	5	1	22
子ども（18歳未満）のいる世帯	54	7	8	0	0	0	0	30	0	9
所得の低い世帯（月収15万8千円以下）	316	24	57	168	0	1	1	38	1	26
生活保護受給者	121	0	0	105	0	0	1	8	0	7
ホームレス	16	1	15	0	0	0	0	0	0	0
外国人	5	1	2	0	0	0	0	0	0	2
犯罪歴がある	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
その他（DV被害者、ひとり親 等）	119	7	11	45	0	0	0	35	0	21

4 相談内容（複数可）

相談内容	相談件数	生活福祉課生活福祉係	生活福祉課保護係	障がい者基幹相談支援センター	五日市はつらつセンター	中部高齢者はつらつセンター	東部高齢者はつらつセンター	母子父子女性相談担当	社会福祉協議会相談支援係	住宅政策課
立ち退きを迫られている。	97	4	23	53	0	0	0	3	0	14
家賃の支払いが滞っている。	50	25	16	0	0	0	0	5	0	4
近隣住民等とのトラブル	6	0	1	0	0	0	0	2	0	3
連帯保証人がいない。	22	1	0	8	0	0	1	6	2	4
物件情報の収集・相談が困難	83	1	1	62	1	2	0	2	1	13
身体が不自由になること、認知症への不安	112	0	0	85	1	0	1	2	0	23
現在の住まいで困っていることがある。（設備、居住面積、立地 等に関すること）	272	2	3	186	0	0	0	2	0	79
その他	147	11	35	44	0	2	1	39	3	12

5 助言内容（自由記載）

【社会福祉協議会相談支援係】

- ・住まいサポートあきる野の情報提供をした。
- ・身寄りがなく、不動産を売却後アパート等で生活したいと思っているが、保証人や緊急連絡先がないので借りられるか心配。

【障害者基幹相談支援センター】

- ・相談者の実人数は20人程度である。
- ・相談件数及び内容については、障がい者施設のグループホームに関するものがおよそ70%であった。
- ・グループホームの利用についての相談が9割以上である。

【東部高齢者はつらつセンター】

- ・生活保護受給者で脚が弱ってきている方、木造アパートの2階での生活で、急階段、踊り場も無いため、転倒のリスクを抱えている。階段昇降が出来るかが現在の生活を続けられるかの指標となっている。地域権利擁護事業で金銭や行政手続き、訪問介護で買い物を支えてもらいつつ、下肢筋力の維持を予防するために運動型デイサービスを利用するなど、介護予防ケアマネジメントで生活を支援している。住宅の確保の不安が高まれば適時、生活保護のケースワーカーと連携して対応していくことを伝えている。
- ・娘と同居。本人要介護認定。娘が精神疾患を患い、今後2人で暮らしていくのが難しい。父親を一人で生活させたい。低所得層のため、生活保護の申請立ち合い、物件等の見学同行を行う。
- ・同居の長男夫婦と折り合い悪く、一人で暮らしたい。要支援認定者のため、ケアハウスを紹介。ケアハウスの契約立ち合い等を行う。

【中部高齢者はつらつセンター】

- ・あきる野市居住相談窓口を案内

【生活福祉課（母子父子女性相談）】

- ・生活保護相談窓口への繋ぎ
- ・生活困窮者支援窓口への繋ぎ
- ・就労活動への繋ぎ
- ・施設入所への相談
- ・子育て支援への繋ぎ
- ・市営住宅・都営住宅入居の案内
- ・障害者サービスの繋ぎ
- ・ひとり親家庭住宅支援資金借入れの案内（社会福祉協議会への繋ぎ）